

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>1. 人吉市【提案代 表者】 2. 一般社団法人九 州G空間情報実践 協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学</p>	<p>地方創生2.0に向 けた近未来技術実 証特区 @人吉</p>	<p>人吉市内</p>	<p>○65歳以上の高齢者に対する健康寿命延 伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェ クト 非接触型センサー群などを用いたネット ワークを構築し、200人程度の被験者の行 動・健診データ等を収集。収集・解析した医 学的データを活用し、予防プログラムの開 発を行う。 センサー群ネットワークなどを活用した測 位情報や各種地理空間情報を組み合わ せ、ドローンを利用し、認知症発症による徘徊 者の探索、早期位置把握を行う。</p>	<p>○遠隔予防医療の保険点数化は、 医療費の抑制及び本人、家族への 負担の軽減効果が期待される。さら に、今回のセンサーネットワーク技 術は、昨今の、グローバルな産業 界でビジネス化が進展しつつある M2M/IoTにも直結する基盤技術。</p> <p>○国際的なM2M/IoT分野に新たな 価値創出の寄与をする点で、産業 界に対するインパクトが大きい。</p> <p>○人口減少が進む地方にあって、 マンパワー、時間、社会的コストの 削減が図られる。</p>	<p>遠隔医療について、現行法では、 医師法(第20条)等において、「対 面診療の原則」が規定されており、 一部のへき地や離島等の限られた 分野のみ認められている状況であ る。</p>	<p>医師法(第20条)・・・対 面診療の原則 厚生省健康政策局長通 知・・・『情報通信機器を 用いた診療(いわゆる 「遠隔診療」)について』</p>	<p>医師法第20条及び厚生省健康政策局長通知『情報通信機 器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について』に係る、初 診及び急性期疾患は原則対面診療を行うこととされていると ころ、特区内において緩和する。</p>
			<p>○儲かる林業のための森林資源を活用した 成長産業創出に向けた新たなビジネスモデル の構築プロジェクト 林業実施時の低コスト化に特化した近未 来技術として、下刈りや枝打ちなどに先立ち 生育管理のための事前調査にG空間情報 集積基盤とドローンを活用、実施時には 「Stina」(自動走行を含む森林実施ロボット)、全体を通してセンサーネットを活用す る。 生産活動を効率化することでコストの低減 を図るとともに、有害鳥獣被害を正確に把 握し森林を保全する。 木材需要情報と生産情報を広域でマッ チングし、生育・生産・加工を一元管理す ることによる儲かる林業の確立を図る。</p>	<p>○森林資源を活用した成長産業創 出に向けた新たなビジネスモデル を構築することで、森林を多く有 する中山間地において新たな雇 用の創出が図られる。</p> <p>○人材育成の場として、全国から優 秀な人材を集めることが可能とな り、地域課題に対応した新たな技術 開発と高度な地域人材を育成す るために企業や人材がこの地に集積 化することが期待。</p> <p>○海外向けには、2020年の東京オ リンピック・パラリンピック大会等 で訪日する外国人に対して、本特 区内での取組がショーウィンドウ 効果を発揮。</p> <p>○これらにより、日本の技術を国際 展開させることが可能となり、国 家戦略への貢献とともに、定住・交 流人口の増加及び地域の経済活 性化が期待できる。</p>	<p>遠隔医療やプライマリアケア等を行 う際に用いる機器(BAN(※)ポータ ブルヘルスクリニック)が厚生省健 康政策局長通知『情報通信機器を 用いた診療(いわゆる「遠隔診療」) について』の対象となるか不明確な 場合がある。</p> <p>(※ BAN:Body Area Network、身 体の周りからセキュアにデータを集 める短距離無線ネットワーク)</p>	<p>厚生省健康政策局長通 知・・・『情報通信機器を 用いた診療(いわゆる 「遠隔診療」)について』</p>	<p>厚生省健康政策局長通知『情報通信機器を用いた診療(い わゆる「遠隔医療」)について』別表に掲げる例示について、 掲載項目以外についても遠隔医療が可能なることを明確化す る。 【具体例】BANポータブルヘルスクリニック</p>
			<p>遠隔予防医療として、フレイルでの保健指導を保険適用と する場合の関係法令として、現在の日本の医療制度では、 予防医療は、予防接種など一部例外はあるが、基本的には 保険適用になっていない。 フレイルでの予防医療はポイントと言え、そのために実績 のあるBANポータブルヘルスクリニックを用いた健康度変容 及び家庭でのBANセンサーネットワークを用いた行動変容の キャッチを行うが、これら一連の予防医療行為を行うことが要 介護状態に陥るのを防ぎ、ひいては医療費の抑制に有効で あるかを特区内で見極め、保険点数化についての検討を行 う。</p>	<p>健康保険法第1条、第63 条</p>	<p>遠隔予防医療として、フレイルで の保健指導を保険適用とする場合 の関係法令として、現在の日本の 医療制度では、予防医療は、予防 接種など一部例外はあるが、基本 的には保険適用になっていない。</p>	<p>健康保険法第1条、第63 条</p>	<p>遠隔予防医療として、フレイルでの保健指導を保険適用と する場合の関係法令として、現在の日本の医療制度では、 予防医療は、予防接種など一部例外はあるが、基本的には 保険適用になっていない。 フレイルでの予防医療はポイントと言え、そのために実績 のあるBANポータブルヘルスクリニックを用いた健康度変容 及び家庭でのBANセンサーネットワークを用いた行動変容の キャッチを行うが、これら一連の予防医療行為を行うことが要 介護状態に陥るのを防ぎ、ひいては医療費の抑制に有効で あるかを特区内で見極め、保険点数化についての検討を行 う。</p>
			<p>ドローン利用にあたり、民有地の 上空は民法(第207条)における「土 地所有権」の範囲に含まれ、民有 地上空を通過する場合は、土地所 有者の通行(飛行)承諾が必要とな ると思われる。また、ドローンの飛 行においては、航空法(第81条)、 航空法施行規則(第174条1号イ及 びロ)において、最低安全高度(① 人又は家屋の密集している地域の 上空にあっては、最も高い障害物 (建築物等)の上端から300mの高 度、②密集していない地域の上空 にあっては、地上から150m)以下 での飛行が原則となる。そのため、 面的な制約と航空法等に基づく最 低安全高度以下での飛行としつつ も安全高度に関するルールがない ことから、捜索や早期位置把握実 証が行えない状況である。</p>	<p>民法(第207条)・・・土地 使用権の範囲 航空法(第81条)、航空 法施行規則(第174条1 号イ及びロ)・・・最低安 全高度</p>	<p>ドローン利用にあたり、民有地の 上空は民法(第207条)における「土 地所有権」の範囲に含まれ、民有 地上空を通過する場合は、土地所 有者の通行(飛行)承諾が必要とな ると思われる。また、ドローンの飛 行においては、航空法(第81条)、 航空法施行規則(第174条1号イ及 びロ)において、最低安全高度(① 人又は家屋の密集している地域の 上空にあっては、最も高い障害物 (建築物等)の上端から300mの高 度、②密集していない地域の上空 にあっては、地上から150m)以下 での飛行が原則となる。そのため、 面的な制約と航空法等に基づく最 低安全高度以下での飛行としつつ も安全高度に関するルールがない ことから、捜索や早期位置把握実 証が行えない状況である。</p>	<p>民法(第207条)・・・土地 使用権の範囲 航空法(第81条)、航空 法施行規則(第174条1 号イ及びロ)・・・最低安 全高度</p>	<p>特区内での私有地上空のドローン飛行について、特に山林 や農地上空において、一定高度以上であれば所有者の許可 なく飛行ができるように基準を定める。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学</p>	<p>地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉</p>	<p>人吉市内</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○65歳以上の高齢者に対する健康寿命延伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェクト 非接触型センサー群などを用いたネットワークを構築し、200人程度の被験者の行動・健診データ等を収集。収集・解析した医学的データを活用し、予防プログラムの開発を行う。 センサー群ネットワークなどを活用した測位情報や各種地理空間情報を組み合わせ、ドローンを利用し、認知症発症による徘徊者の探索、早期位置把握を行う。</p> <p>○儲かる林業のための森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルの構築プロジェクト 林業施業時の低コスト化に特化した近未来技術として、下刈りや枝打ちなどに先立ち生育管理のための事前調査にG空間情報集積基盤とドローンを活用、施業時には「Stina」(自動走行を含む森林施業ロボット)、全体を通してセンサーネットワークを活用する。 生産活動を効率化することでコストの低減を図るとともに、有害鳥獣被害を正確に把握し森林を保全する。 木材需要情報と生産情報を広域でマッチングし、生育・生産・加工を一元管理することによる儲かる林業の確立を図る。</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○遠隔予防医療の保険点数化は、医療費の抑制及び本人、家族への負担の軽減効果が期待される。さらに、今回のセンサーネットワーク技術は、昨今の、グローバルな産業界でビジネス化が進展しつつあるM2M/IoTにも直結する基盤技術。</p> <p>○国際的なM2M/IoT分野に新たな価値創出の寄与をする点で、産業界に対するインパクトが大きい。</p> <p>○人口減少が進む地方にあって、マンパワー、時間、社会的コストの削減が図られる。</p> <p>○森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルを構築することで、森林を多く有する中山間地において新たな雇用の創出が図られる。</p> <p>○人材育成の場として、全国から優秀な人材を集めることが可能となり、地域課題に対応した新たな技術開発と高度な地域人材を育成するために企業や人材がこの地に集積化することが期待。</p> <p>○海外向けには、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会等で訪日する外国人に対して、本特区内での取組がショーウィンドウ効果を発揮。</p> <p>○これらにより、日本の技術を国際展開させることが可能となり、国家戦略への貢献とともに、定住・交流人口の増加及び地域の経済活性化が期待できる。</p>	<p>民有地を飛行せず、一時的に公道の上空等を飛行する場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止を規定している道路交通法(第77条1項)における「道路の使用の許可」に基づき所管警察署長の許可が必要となり、申請手続きとともに許可が得られるか不明である。</p> <p>飛行に係る規制がクリアされたとしても、ドローンのバッテリー不足に伴う充電や緊急着陸への対応が必要となってくる(基地局の設置)。公共施設や信号機等にコンテナ等を利用して基地局を設置するとした場合は、建築基準法(第2条第1項)や消防法(第2条第2項)の適用関係や基準が不明確である。また、道路交通法(第76条第2項)による禁止行為、道路法(第32条)に規定する「道路の占有の許可」、道路法施行令(第9条)に規定する「占有の期間に関する基準」といった規制が存在し、安全確保策そのものが取れない可能性がある。</p>	<p>道路交通法(第76条第2項)・・・禁止行為(第77条1項)・・・道路の使用の許可</p> <p>道路法(第32条)・・・道路の占有の許可 道路法施行令(第9条)・・・占有の期間に関する基準</p> <p>建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条第2項)・・・適用関係や基準の明確化</p>	<p>特区内の公道上で、例えば高さ10m以上のドローン飛行については、道路使用許可手続きを不要とする。</p> <p>特区内でのドローン飛行に伴う、関連機器(wifiや緊急避難ボックス等)の設置許可及び関連機器の道路占有の期間に関する新たな基準(現行の5年以下からの延長)を定める。</p> <p>公共施設屋上や信号機上にドローン飛行に伴う基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。 (例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部分は建築基準法に基づく建築物に位置付けない(消防法に定める防火対策物として規定しない)ことで、特区内の基地局設置を柔軟に行う。)</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学</p>	<p>地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉</p>	<p>人吉市内</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○65歳以上の高齢者に対する健康寿命延伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェクト 非接触型センサー群などを用いたネットワークを構築し、200人程度の被験者の行動・健診データ等を収集。収集・解析した医学的データを活用し、予防プログラムの開発を行う。 センサー群ネットワークなどを活用した測位情報や各種地理空間情報を組み合わせ、ドローンを利用し、認知症発症による徘徊者の探索、早期位置把握を行う。</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○遠隔予防医療の保険点数化は、医療費の抑制及び本人、家族への負担の軽減効果が期待される。さらに、今回のセンサーネットワーク技術は、昨今の、グローバルな産業界でビジネス化が進展しつつあるM2M/IoTにも直結する基盤技術。</p>	<p>森林施業ロボットである「Stina」による自動施業が可能となった場合は、下刈り、枝打ち機能における安全基準が新たに必要となる他、ドローンの操縦やセンサーネットワークにおけるデータ伝送に際しては、電波法(第4条第1号、第3号)、電波法施行規則(第6条第1項、第4項)により、利用電波に制限があるため、機器利用が不可能となる恐れがある。</p>	<p>電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局</p>	<p>特区内でドローンの無人飛行やセンサーネットワークを実現するにあたり、操縦やデータの伝送のために電波を利用することになるが、その電波の利用にかかる新たなルール(電波法、電波法施行規則、設備規則、技術基準等)設定を行う。 例えば、特区内に限って、混信等の可能性がない周波数帯の割り当てなど。</p>
			<p>○国際的なM2M/IoT分野に新たな価値創出の寄与をする点で、産業界に対するインパクトが大きい。 ○人口減少が進む地方にあって、マンパワー、時間、社会的コストの削減が図られる。 ○森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルを構築することで、森林を多く有する中山間地において新たな雇用の創出が図られる。</p>	<p>○森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルの構築プロジェクト 林業施業時の低コスト化に特化した近未来技術として、下刈りや枝打ちなどに先立ち生育管理のための事前調査にG空間情報集積基盤とドローンを活用、施業時には「Stina」(自動走行を含む森林施業ロボット)、全体を通してセンサーネットワークを活用する。 生産活動を効率化することでコストの低減を図るとともに、有害鳥獣被害を正確に把握し森林を保全する。 木材需要情報と生産情報を広域でマッチングし、生育・生産・加工を一元管理することによる儲かる林業の確立を図る。</p>	<p>○人材育成の場として、全国から優秀な人材を集めることが可能となり、地域課題に対応した新たな技術開発と高度な地域人材を育成するために企業や人材がこの地に集積化することが期待。 ○海外向けには、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会等で訪日する外国人に対して、本特区内での取組がショーウィンドウ効果を発揮。 ○これらにより、日本の技術を国際展開させることが可能となり、国家戦略への貢献とともに、定住・交流人口の増加及び地域の経済活性化が期待できる。</p>	<p>電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局</p>	<p>趣味の範囲を超えて将来の実用性を想定した上で、システムの安全性・信頼性を高めるために、通常利用されている周波数(2.4Ghz)以外の電波利用を認める。</p>
			<p>○人材育成の場として、全国から優秀な人材を集めることが可能となり、地域課題に対応した新たな技術開発と高度な地域人材を育成するために企業や人材がこの地に集積化することが期待。</p>	<p>森林施業ロボットである「Stina」による自動施業が可能となった場合は、下刈り、枝打ち機能における安全基準が新たに必要となる他、ドローンの操縦やセンサーネットワークにおけるデータ伝送に際しては、電波法(第4条第1号、第3号)、電波法施行規則(第6条第1項、第4項)により、利用電波に制限があるため、機器利用が不可能となる恐れがある。</p>	<p>電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局</p>	<p>現状、国際標準化されている無線規格(周波数帯域)であっても、国内の他の既存無線局等との共用・共存の条件や利用のための技術基準が複雑になっている等の問題から、利用システム普及の障害になっている場合があるため、分かりやすい技術基準ガイドライン等を整備する。 無線機器を扱う場合の「技術基準適合証明」に関し、実験に際しても、取得には基本料が機器の台数に応じて掛けられ、手数料として支払う必要があるため、特区内で行う事業に関しては当該証明を不要とする。 もしくは、複数台分の無線機器について同時期に当該証明の交付を受ける場合、その無線機器が同機種のものであれば、1台分の証明で、複数分の証明とすることを認める。</p>	

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学</p>	<p>地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉</p>	<p>人吉市内</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○65歳以上の高齢者に対する健康寿命延伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェクト 非接触型センサー群などを用いたネットワークを構築し、200人程度の被験者の行動・健診データ等を収集。収集・解析した医学的データを活用し、予防プログラムの開発を行う。 センサー群ネットワークなどを活用した測位情報や各種地理空間情報を組み合わせ、ドローンを利用し、認知症発症による徘徊者の探索、早期位置把握を行う。</p> <p>○儲かる林業のための森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルの構築プロジェクト 林業作業時の低コスト化に特化した近未来技術として、下刈りや枝打ちなどに先立ち生育管理のための事前調査にG空間情報集積基盤とドローンを活用、作業時には「Stina」(自動走行を含む森林作業ロボット)、全体を通してセンサーネットワークを活用する。 生産活動を効率化することでコストの低減を図るとともに、有害鳥獣被害を正確に把握し森林を保全する。 木材需要情報と生産情報を広域でマッチングし、生育・生産・加工を一元管理することによる儲かる林業の確立を図る。</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○遠隔予防医療の保険点数化は、医療費の抑制及び本人、家族への負担の軽減効果が期待される。さらに、今回のセンサーネットワーク技術は、昨今の、グローバルな産業界でビジネス化が進展しつつあるM2M/IoTにも直結する基盤技術。</p> <p>○国際的なM2M/IoT分野に新たな価値創出の寄与をする点で、産業界に対するインパクトが大きい。</p> <p>○人口減少が進む地方にあって、マンパワー、時間、社会的コストの削減が図られる。</p> <p>○森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルを構築することで、森林を多く有する中山間地において新たな雇用の創出が図られる。</p> <p>○人材育成の場として、全国から優秀な人材を集めることが可能となり、地域課題に対応した新たな技術開発と高度な地域人材を育成するために企業や人材がこの地に集積化することが期待。</p> <p>○海外向けには、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会等で訪日する外国人に対して、本特区内での取組がショーウィンドウ効果を発揮。</p> <p>○これらにより、日本の技術を国際展開させることが可能となり、国家戦略への貢献とともに、定住・交流人口の増加及び地域の経済活性化が期待できる。</p>	<p>森林作業ロボット「Stina」による自動作業に伴う被害事故が発生した場合について、原因究明のルールが存在しないことから、これらの技術開発、利用や普及が思うように進んでいない。</p> <p>森林作業ロボットである「Stina」による自動作業が可能となった場合は、下刈り、枝打ち機能における安全基準が必要となる。また、「Stina」による下刈り、枝打ち機能については、公道ではなく森林で行うので、道路交通法や道路運送車両法は問題ないが、林道を横断するにあたり、道路上や人との近接による安全基準が新たに必要となる。</p>	<p>労働安全衛生法</p> <p>道路交通法(第70条) 道路運送車両法(第40条～第46条) 労働安全衛生規則(第150条の4)</p>	<p>ドローンや森林作業ロボットによる被害事故が起きた場合の原因究明のあり方について新たなルールを設ける。</p> <p>森林作業ロボット(Stina)の開発後の運用にあたっては、森林作業の中でも特に、下刈り機能や枝打ち機能についての作業省力化と低コスト化により、林業の推進に貢献が見込まれることから、森林作業ロボットによる下刈り、枝打ち機能における安全基準を新たに設ける。 また、森林作業を行う際に、林道を横断する際の安全基準についても新たに設ける。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
1. 人吉市【提案代 表者】 2. 一般社団法人九 州G空間情報実践 協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. 0iに向 けた近未来技術実 証特区 @人吉	人吉市内	(前ページ記載内容と同様) ○65歳以上の高齢者に対する健康寿命延 伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェ クト 非接触型センサー群などを用いたネット ワークを構築し、200人程度の被験者の行 動・健診データ等を収集。収集・解析した医 学的データを活用し、予防プログラムの開 発を行う。 センサー群ネットワークなどを活用した測 位情報や各種地理空間情報を組み合わ せ、ドローンを利用し、認知症発症による徘徊 者の探索、早期位置把握を行う。	(前ページ記載内容と同様) ○遠隔予防医療の保険点数化は、 医療費の抑制及び本人、家族への 負担の軽減効果が期待される。さら に、今回のセンサーネットワーク技 術は、昨今の、グローバルな産業 界でビジネス化が進展しつつある M2M/IoTにも直結する基盤技術。	森林施業ロボットである「Stina」な ど、自動施業ロボットについては、 現在規制等が設けられている産業 ロボット(労働安全衛生法)、消費 生活用製品(消費生活用製品安全 法)に該当しないため、新たなル ールが必要である。	労働安全衛生規則(第 27条) 労働安全衛生規則(第 36条)	森林施業ロボットの登録制や免許制も含めた新たなルール を整備し、安全・安心な民生利用制度を創設する。
			○儲かる林業のための森林資源を活用した 成長産業創出に向けた新たなビジネスモデル の構築プロジェクト 林業施業時の低コスト化に特化した近未 来技術として、下刈りや枝打ちなどに先立ち 生育管理のための事前調査にG空間情報 集積基盤とドローンを活用、施業時には 「Stina」(自動走行を含む森林施業ロボッ ト)、全体を通してセンサーネットを活用す る。 生産活動を効率化することでコストの低減 を図るとともに、有害鳥獣被害を正確に把 握し森林を保全する。 木材需要情報と生産情報を広域でマッ チングし、生育・生産・加工を一元管理す ることによる儲かる林業の確立を図る。	○国際的なM2M/IoT分野に新たな 価値創出の寄与をする点で、産業 界に対するインパクトが大きい。 ○人口減少が進む地方にあって、 マンパワー、時間、社会的コストの 削減が図られる。 ○森林資源を活用した成長産業創 出に向けた新たなビジネスモデル を構築することで、森林を多く有す る中山間地において新たな雇用の 創出が図られる。	森林施業ロボットである「Stina」に よる自動施業が可能となった場合 は、違法伐採の可能性も出てくる ことから、自動施業ロボットによる伐 採等に係る届出についてルールが 新たに必要となる。	森林法(第10条の8~第 10条の10)・・・伐採及び 伐採後の造林の届出等 森林法(第207条)・・・罰 則	森林法において伐採及び伐採後の造林の届出が規定され ており、森林施業ロボットを用いての違法伐採の可能性も出 てくることから罰則規定を設けるなど新たなルールの設定を 行う。 例えば、森林法第207条の規定に基づく罰則に、自動林業 施業ロボットを利用した森林法第十条の八第一項の規定違 反については、ロボット利用登録や免許の剥奪といった規定 を追加するなど。
			○海外向けには、2020年の東京オ リンピック・パラリンピック大会等 で訪日する外国人に対して、本特区 内での取組がショーウィンドウ効果 を発揮。 ○これらにより、日本の技術を国際 展開させることが可能となり、国家 戦略への貢献とともに、定住・交流 人口の増加及び地域の経済活性 化が期待できる。	○人材育成の場として、全国から優 秀な人材を集めることが可能とな り、地域課題に対応した新たな技術 開発と高度な地域人材を育成す るために企業や人材がこの地に集積 化することが期待。	森林施業ロボットである「Stina」な ど、自動施業ロボットについては、 産業ロボット(労働安全衛生法)、 消費生活用製品(消費生活用製品 安全法)に該当しないため、新たな ルールづくりが必要である。	労働安全衛生法	森林施業ロボット(Stina)については、四足歩行技術、測位 技術、通信技術等を集結し、総合的な開発を進める必要が あり、特区内での技術実証など新たなサポート体制を含めた 総合的な制度を創設する。
					豊かな森林資源を活用した成長 産業創出に向けた新たなビジネス モデルを構築するにあたり、森林 法に規定される使用権に新たな ルールが必要となる。	森林法(第50条)・・・使 用権設定に関する認可	個人の財産権や所有権が実質的に形骸化している状況が 見受けられるにも関わらず、現行の土地所有制度上、他者 による権利行使が限定的であり、国土の有効活用といった面 とのひずみが顕在化しつつある。 これらのひずみに対処する方法として、私権の度合いと公 益性・経済性の度合いを評価する仕組み等を創設し、森林保 全上著しく個人の財産を侵害しない範囲での間伐等、必要と 認められる場合は、特区内で一定の私権制限を行う等、これ までの土地所有制度とは視点を変えた、他者による森林の 使用権設定に関する制度を創設し、運用実証する。